

第5章 旧陸軍防寒外套と防寒靴の毛皮同定(鑑定)検査

5-1 戦争遺品の毛皮同定(鑑定)検査の目的

本章では、戦時中の犬や猫の毛皮供出献納運動によって集荷された毛皮類が、献納運動の趣旨の通り実際に将兵の防寒着に使用されていたのだろうかという疑問について検討・考察する機会としたい。しかしこの件に関する明確な記録や関係者による証言が残されていないことから、次の方法を取ることにした。

①日中戦争・太平洋戦争期の防寒着や防寒靴には、どのような動物の毛皮が使われていたのか。

②その結果を当時の陸軍被服廠の「製造仕様書」と照合し、一致と不一致を確認する。

すなわち当時の史料である防寒着などの「製造仕様書」と、実際の戦争遺品の防寒着・防寒靴から毛を採取し、同定検査(鑑定)した結果とを照合・検証し、事実を確認することが目的である。

検証作業に当たっては、次の道内の三博物館・資料館に所蔵されている戦争遺品から、博物館職員により所蔵保管に影響のない範囲内で動物の毛皮の毛を採取し、試料を提供していただいた。また、同定(鑑定)検査については、次の専門家三人に依頼し、結果の回答を顕微鏡写真とともに所見をいただいた。

なお検証用語について、本稿では「同定(鑑定)」を使用した。「同定」とは、生物の分類上の所属を決定することであり、鑑定はものの真実を見極める意味を持つことから、(かっこ)内に鑑定の表現を含めた。

【試料提供博物館】

芦別市 星の降る里百年記念館(防寒外套3着、防寒靴1足)

江別市 江別市郷土資料館(防寒靴1足)

札幌市 北海道博物館(防寒靴1足)

以上の協力をいただいた。

【同定(鑑定)検査 依頼実施者】

元北大教授(畜産)・近藤敬治氏(図5-1 分析試料図解・図5-3 分析試料図解参照)

イカリ消毒株式会社技術研究所(畜産)・邑井良守氏(図5-2 分析試料図解参照)

酪農学園大学野生動物医学センター教授(獣医)・浅川満彦氏⁽¹⁾には助言をいただいた。

5-2 試料の来歴情報

5-2-1【旧陸軍防寒外套3着】

■図5-2 分析試料図解参照

①試料番号 3005-88 陸軍防寒外套 昭和18年製 大支検定……………寄贈者不明

昭和18年に製作された防寒外套。裏側襟近くの標記欄に、大阪陸軍被服支廠(大阪市)の検定済みを表す「昭和十八年製 大支検定」の捺印がある。「羊皮 昭17購入」「羊皮 昭17鞣」「兎皮(不明)購入」「兎(皮) 昭17鞣」とある。これは羊皮を昭和17年に購入し、同年に鞣(なめし)た。兎皮を昭和17年に購入し同年に鞣し、翌18年に縫製し製作したことを表す。

■図5-1 分析試料図解参照

②試料番号 3005-89 陸軍防寒外套 小号 昭和13年製 本廠検定……………寄贈者不明

昭和13年に製作された防寒外套。陸軍被服本廠(東京府王子区赤羽が現東京都北区赤羽に住所表示変更)の検定済み「昭和十三年製 本検定」の捺印がある。裏側襟近くの標記欄に「鞣替 人造 兎皮12」(昭和12年に兎皮を鞣した。人造毛皮使用)とある。「満洲第七三一部隊太田隊 樋口澄夫」の記名があり外套の所有者と推定される。「小号」は、外套のサイズを表す「大・中・小」の3号サイズのうち最も小さい「小号」。

■図5-1 分析試料図解参照

③試料番号 3005-90 陸軍防寒外套(半袖) 小号 昭和17年製 大支検定 ……寄贈者不明

標記欄に大阪陸軍被服支廠の検定済みを表す「昭和十七年製 大支検定」の捺印がある。「浅利納入」の押印がある。標記欄に毛皮に関する情報の記載なし。

5-2-2【旧陸軍防寒靴 3足】

■図5-3 分析試料図解参照

④試料番号 3005-10 ……………寄贈者 故奥村久作

奥村久作が寄贈した軍隊手帳⁽²⁾から、久作の軍歴を拾ってみる。大正7年(1918)に芦別で生れた久作は、身長165.7センチ、靴の大きさは10文7分(とひちと読む。1文は22mm)で25.5センチ。昭和13年(1938)、満20歳で徴兵検査を受け合格。12月に直ちに現役兵として札幌月寒の歩兵第二十五連隊留守隊の第三機関銃中隊に入営。14年3月10

日、日中戦争の拡大により、占領地の治安維持や警備のために新設された満州派遣師団のうちの第三十五師団に入隊予定が決まり、月寒で歩兵第二十五連隊留守隊第一機関銃中隊に編入した。14年7月に歩兵上等兵に進級。同年10月には19日間実施した石狩空知地方で留守第七師団連合演習に参加。15年2月には円山・琴似・軽川地方で歩兵第二十五連隊冬期演習に参加した。おそらくこの時に防寒靴を支給されたのであろう。

そして昭和15年10月に札幌を出発し、東京の東部第三部隊に転属したのち宇品港を出帆する。10月22日に中国塘沽港に上陸し歩兵第二百十九連隊に転属、河北省で第三十五師団に入隊・従事。その後現地で現役除隊になるも、後備兵として現地召集となり、そのままアジア・太平洋戦争に従事。17年10月に召集解除となり芦別に帰る。

その後も19年に臨時召集され、護北第二二四五四部隊の臨時速射砲中隊に動員され、米軍の上陸が予想された関東地方の防衛のため、昭和20年5月に旭川を出発、千葉一宮で防衛に従事し、8月15日の敗戦を迎えた。20年9月17日、陸軍解隊により召集が解除され芦別に帰る。この間、軍曹に進級。

零下30度にもなる満州では、軍靴が濡れると足指が凍傷に罹るため、交換用の予備靴を携行させていた⁽³⁾ことから、久作も背嚢に予備靴を入れていたものと考えられる。通常、靴底には制式とともに製造工場名が刻印されるが、この久作が履いていた靴は何百キロメートルの行軍に耐えたのであろうか、靴底がすり減って判読不能になっている。

⑤試料番号 0007 江別市郷土資料館所蔵 陸軍防寒靴 九六式 昭和17年制……………寄贈者江別警察署(1972年)

靴底に「昭17 九六式 野村」の刻印。野村とは東京都足立区に被服本廠の指定工場を持っていた軍靴製造大手の野村製靴。昭和16年(1941)にスタンダード靴株式会社から野村製靴に社名変更した⁽⁴⁾。本資料は、新品のままの状態でも未使用とわかる。靴の中に予備の鋏が10本程度未使用の状態が入っていた。戦場では靴の修理工がいないため、兵士が鋏の予備を持ち歩き、自分で修理するためのものである。

江別警察署から江別市郷土資料館に寄贈された経緯を史料で調べてみると—昭和20年10月5日、占領軍のアメリカ第9軍団が北海道に進駐し、軍事施設や兵器類を接收した。この時、札幌被服支廠(大通西1丁目)の「戦用被服出納簿 昭和二十年度」⁽⁵⁾によると、在庫品のうち防寒靴が1万6530足あった。そのうち米軍第77師団に約半分の7,313足を接收され、内務省に5,785足が払い下げ(無料)、北海道履物統制組合に3,200足、北大低温科学研究所に30足払い下げられた。

内務省とは地元の警察署のことである。この時江別警察署にも払い下げ品が回って来たが、昭和47年(1972)までそのままの状態でも保管していたものを、江別市へ寄贈したと推察できる。

⑥試料番号 3501 北海道博物館所蔵 陸軍防寒靴……………寄贈者詳細は不明

5—3軍用防寒外套と軍靴の同定(鑑定)結果

5-3-1分析方法の解説

■近藤敬治氏による同定方法:図5—1 分析試料図解・図5—3 分析試料図解参照

(1)調査期間:2015年11月17日～2016年1月7日

(2)調査方法:汚染した資料の場合には洗剤の入った溶液に一晩浸漬し、その後10分間超音波処理した。また、試料から採取した毛をアンモニアでアルカリ化した希釈過酸化水素水中で漂白した。それらの毛をカナダバルサムで封入し、生物顕微鏡(オリンパス BX41)で観察・写真撮影した。写真中で示した黒い矢印は毛の直径(W)、白い矢印は毛髄質の直径(M)を示している。W および M を接眼マイクロメーターで計測し M/W を求め、同定の手段とした。なお、写真中のスケールバーは40 μ m を示している。 注) 1 μ m(1ミクロン:マイクロメートル)は1000分の1ミリメートル。

(3)近藤敬治氏が過去に鑑定した例

- 1 中国浙江省から出土した2000年前の墓に納められていた文具の筆の落ち毛を同定したことがある。鱗片の構造は損傷が激しく同定の根拠とはならなかったが、毛髄質は観察することができ、ウサギ科と判明した。カイウサギの飼育はヨーロッパの南に限定されており、世界各地に広がったのは西暦15、6世紀ごろと推定されていることから、依頼された落ち毛は浙江省周辺にいたシナノウサギ(*Lepus sinensis*)と同定した。
- 2 奈良県吉野地方の方から京都府立大学高田肇教授を通じて後醍醐天皇ゆかりの品としての毛皮断片の同定依頼を受けた。吉野の方の話によればシカかカモシカとのことだったが、北海道大学付属植物園博物館所蔵のチョウセントラ(*Panthera tigris altaica*)の剥製標本から毛を採取し、依頼毛皮の毛と比較した。その結果、依頼毛皮は毛髄質の形態と M/W の値からチョウセントラと同定した。

(謝辞) 今回の同定作業に当たって貴重なアドバイスを頂いた七飯町東大沼の若松時彦氏(南若松毛皮社長)にお礼申し上げます。

(4)参考文献

Kondo, K. Araki, E. and Ohsugi, T. 1985.: An observation of the morphology of the medulla in mammalian hair using a scanning electron microscope. J. mammalogical society of Japan, 10:115-121. Teerink, B.J.1991. Hair of West European mammals. Cambridge University Press.近藤敬治.2013.日本

■ 邑井良守氏による同定方法：図5-2分析試料図解 参照

獣毛の同定は、検体(試料)から(1)スンプ標本と(2)透過標本を作製して行った。

- (1)スンプ標本 獣毛の表面にあるキューティクル模様(表面紋理)を見るもので、スンプ板に獣毛を載せてスンプ液を塗り、毛表面の型を取ることで標本を作製する。作製した標本から得られるスンプ像を生物顕微鏡にて200~400倍程度で、毛根部を対象として鏡検観察した。動物種により観察されるスンプ像での表面紋理に違いがあることから、獣毛が同定できる形質の一つになる。
- (2)透過標本 獣毛の内部構造を見るもので、プレパラートに獣毛を載せ、グリセリン等で封入して標本を作製する。同じく、作製した標本から得られる透過像を生物顕微鏡にて200~400倍程度で鏡検観察した。この標本では、観察は毛根部ではなく最も特徴を表す毛幹部を対象として観察する。毛髪の内部構造、特に毛質の太さや形状が動物種によって違いがあることから、獣毛が同定できるもう一つの形質になる。*参考文献: 邑井良守・藤井幹・川上和人『動物遺物学の世界によろこ！～獣毛・羽根・鳥骨編～』(里の生き物研究会 財自然研究センター内 2011)

5-3-2 陸軍被服廠の製作仕様と同定結果の照合

①防寒外套について 図5-1 分析試料図解・同5-2参照

今回の同定(鑑定)検査によって判明した動物の種類と、当時の陸軍被服廠による防寒外套の仕様書とを照合する。

まず、3005-90(半袖)昭和17年製の左小袖腋回りにはネコ、右袖にはウサギの毛が使われていた。製作年から該当する仕様書を調べてみると、「陸軍被服品仕様聚 下巻/第1編 成品被服/第3款 特殊地方用被服」⁽⁶⁾という昭和14年の仕様書を綴った史料が見つかった。その「一五四頁」の「其の二 防寒外套真綿裏(人毛皮製)昭和一四年一二月一四日被臨仕第一一一号改正」のなかに、「皮革 兎毛皮 小袖裏」とある。

また「一五七頁」には、「防寒外套真綿裏(人毛皮製)臨時材料調書 昭和一四年五月二九日被臨仕第三六号制定」があり、そのなかに「皮革 兎毛皮 色相ヲ限定セズ 猫、小羊等使用シ得」とある。つまり基本は兎だが、臨時に「色相は限定しないで猫、小羊など使用しても良い」となっている。

ネコもウサギも、この昭和14年制定の仕様書と一致した。仕様書通りに製作されていた。つまり、犬、猫毛皮供出献納運動(昭和18年以降)よりも以前から、遅くとも昭和14年以降は、防寒外套に猫毛皮の使用を陸軍省管理の被服廠が公的に指示していた、という事実が確認された。

次に防寒外套 3005-88 について裏側の腰回りの毛皮が5枚はぎ合わせであることから、邑井良守氏に同定検査を依頼した。襟・袖口は近藤敬治氏の同定検査により、カイウサギ(*Oryctolagus cuniculus*)であることが分っている(顕微鏡写真は省略)。

その結果、図5-2分析試料図解にあるように、腰回りの内張りの毛皮は、次のア~オの5枚の毛皮をはぎ合わせてある。ア・イはヒツジ、ウはイヌ、エ・オは主体はヒツジで、一部ウサギが混毛していることがわかった。

仕様書で犬毛皮の使用を指示した史料は見つかっていない。その点、犬毛皮だけは防寒外套の公的資料に見いだせない。しかし犬毛皮は、時期的にはすでに昭和初期には防寒着に使用されていたことが、陸軍の朝鮮軍史料⁽⁷⁾や海軍史料⁽⁸⁾に書かれている。犬毛皮は兵器の覆布や敷物として重要な軍需毛皮資源として使われていた(おそらく日露戦争期以降)。昭和期には軍用兎の飼育奨励により、兎毛皮が防寒着材料にとってかわった経緯があるものの、犬毛皮は昭和18年製の外套の内張りの防寒材料にも代用品として効果的に使われたのであろう。今回の同定検査でそのことが裏付けられ、確認できたことは大いに意義がある。

図5-4に、今回の結果を昭和14年制定の仕様書附図に書きこんでみた。犬毛皮が使われていた部位はセンターフック・ベント内側で、背裾中央の開き止まりがフック(カギ型)となっており、乗馬の時に内側のボタンをはずして乗り易くするための切り込みである。犬の毛は周囲の毛と比べ白さが際立ち、ヒツジ毛に比べややごわごわした触感が残る。標記欄に毛皮の製造年次や鞣(なめし)年次が捺印されているが、すでに5-2-1で紹介したように犬とは書かれておらず、兎・羊と書かれている。補助袖は夏季には取り外して使用できる。

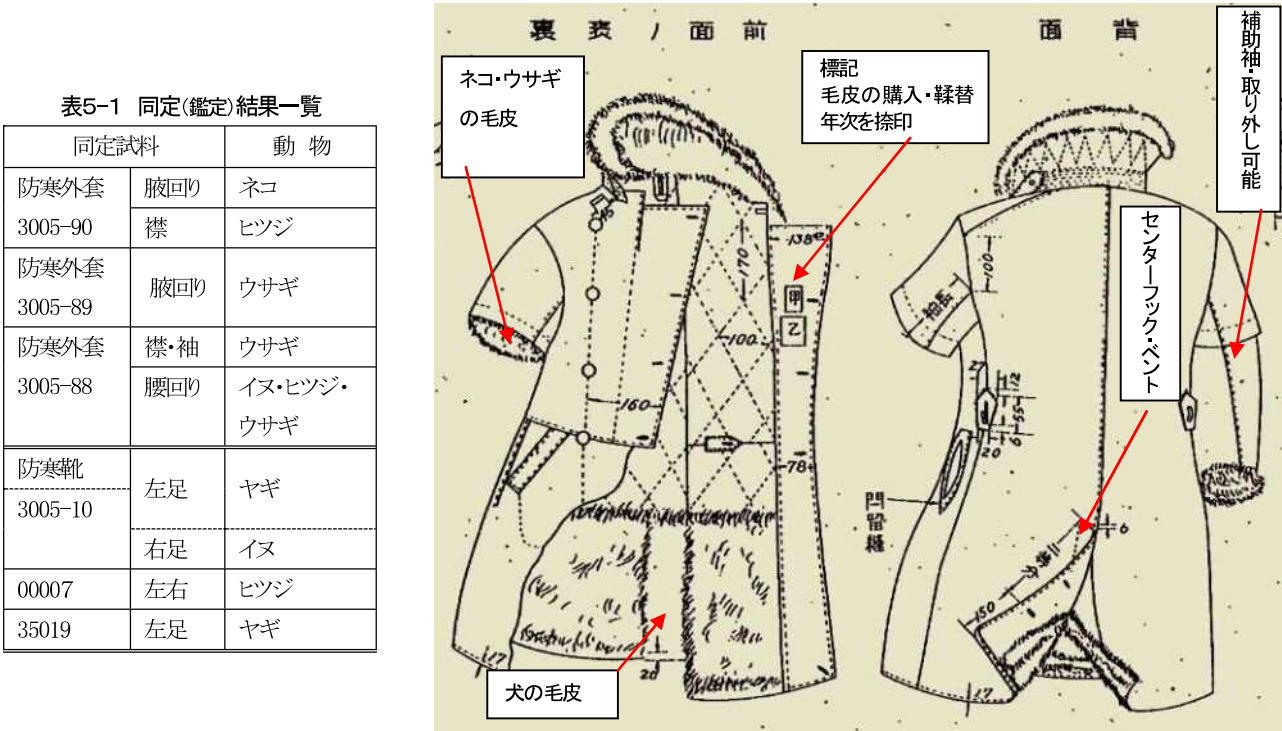
②防寒靴について 図5-3 分析試料図解参照

防寒靴3足は「九六式」と呼ばれる制式で製造された(九六年は皇紀二五九六年の下二桁を表し、昭和11年をさす)。仕様書を探すと、「陸軍被服品仕様聚 上巻/第1編 成品被服/第4款 特殊地方用被服」⁽⁹⁾のなかの「三五」頁に、「其二 防寒靴(九六式)仕様書」があり、「皮革は山羊又は緬用毛皮を使用し、毛足が長いものは毛刈りし、生密に過ぎるものは毛を掻(か)くこと」と指示されている。

今回の同定結果を表5-1にまとめてみた。3005-10 の右足の獣毛が、イヌと推定された。その他は仕様書の指示通り、ヤギとヒツジが使用されていた。防寒靴の毛は着脱や長距離の行軍などによる摩耗が激しく、同定検査に困難さ

が伴ったようだ。靴の毛皮は使用目的にかなった耐用性と防寒性が必要とされていたことがわかる。

図5-4 防寒外套の仕様と同定(鑑定)結果の照合



●まとめ

本章で明らかになったことは、①猫毛皮は昭和14年の防寒外套の制式により臨時材料として使用され始めた。②犬毛皮は防寒着の仕様書に正式には使用の指示は書かれていないが、軍需毛皮資源として代用品の役割で広範に使用されていた。狂犬病対策により、野犬駆除された犬が殺処分された後に使用されていたことも事実である。犬と猫に限ってみると、犬・猫の毛皮供出献納運動以前から軍用防寒材料に使われていたことが判明した。

注) アジア歴史資料センターC1401028360より作成。
毛皮の書き込みは今回の検査結果による。

-注-

- (1) 垣内京香・浅川満彦「旧日本陸軍用防寒外套および防寒靴に用いられた毛皮の鑑定」『平成26年度版年報』vol.22, 2016年3月 星の降る里百年記念館) 所載を参照されたい。
- (2) 芦別市・星の降る里百年記念館所蔵。
- (3) アジア歴史資料センターC13010714700 衛生業務参考綴(防衛省防衛研究所)。
- (4) 七十周年記念行事企画委員会『スタンダード靴七十年史』スタンダード靴株式会社, 1994。
- (5) アジア歴史資料センターC14010282500 戦用被服出納簿 昭和20年度(防衛省防衛研究所)。
- (6) アジア歴史資料センターC14010283600、陸軍被服品仕様集 下巻 昭和17. 10(防衛省防衛研究所)。
- (7) アジア歴史資料センターC04122969200、昭和16年「陸支密大日記 第15号 1/2」(防衛省防衛研究所)。
- (8) アジア歴史資料センターC05110921900、公文備考 昭和12年H物品(除兵器) 巻3(防衛省防衛研究所)。
- (9) アジア歴史資料センターC14010251200、陸軍被服品仕様集追録(第3回) 昭和18年5～8(防衛省防衛研究所)。

図5-1 分析試料図解



2-4 長袖外套の襟(3005-90)

同定結果 ヒツジ(*Ovis aries*)の毛皮

同定根拠 保護毛が存在しないこと、および写真8に見られる生物顕微鏡において毛髄質の認められないことが同定根拠となった。

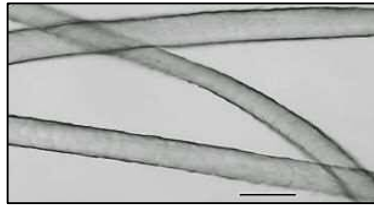


写真8

2-3 半袖外套の内側の腋回り(3005-90)

同定結果 イエネコ(*Felis catus*)の毛皮をはぎ合わせたものと推定される。

同定根拠 写真6に見られる毛髄質は、イエネコで見られる形態に類似していたこと。またM/Wの値が0.71でイエネコの保護毛で観察される値よりやや高く、ヤギが疑われるが、下毛で毛髄質が観察されたこと(写真7)がイエネコと同定する根拠となった。

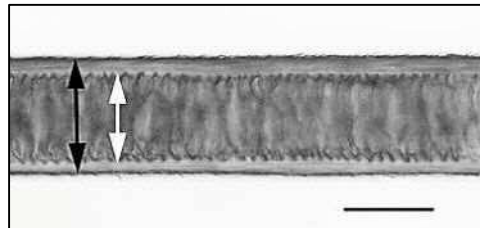


写真6

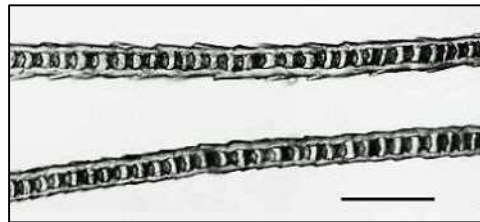


写真7

星の降る里百年記念館所蔵

資料番号3005-90 陸軍防寒外套 小号 昭和17年製
大支検定(人工毛皮は、羊毛の撚り糸で織られたもの)



2-2 長袖外套の裏側の袖の脇回り(3005-89)

同定結果

コート袖裏側の脇回りに用いられている毛皮はカイウサギ(*Oryctolagus cuniculus*)と推定される。

同定根拠

写真5に示したように、ウサギ科に特徴的な多列梯子型の形態が毛髄質で観察されたこと、および当時の状況からノウサギ属(*Lepus*)とは考え難いことが同定根拠となった。

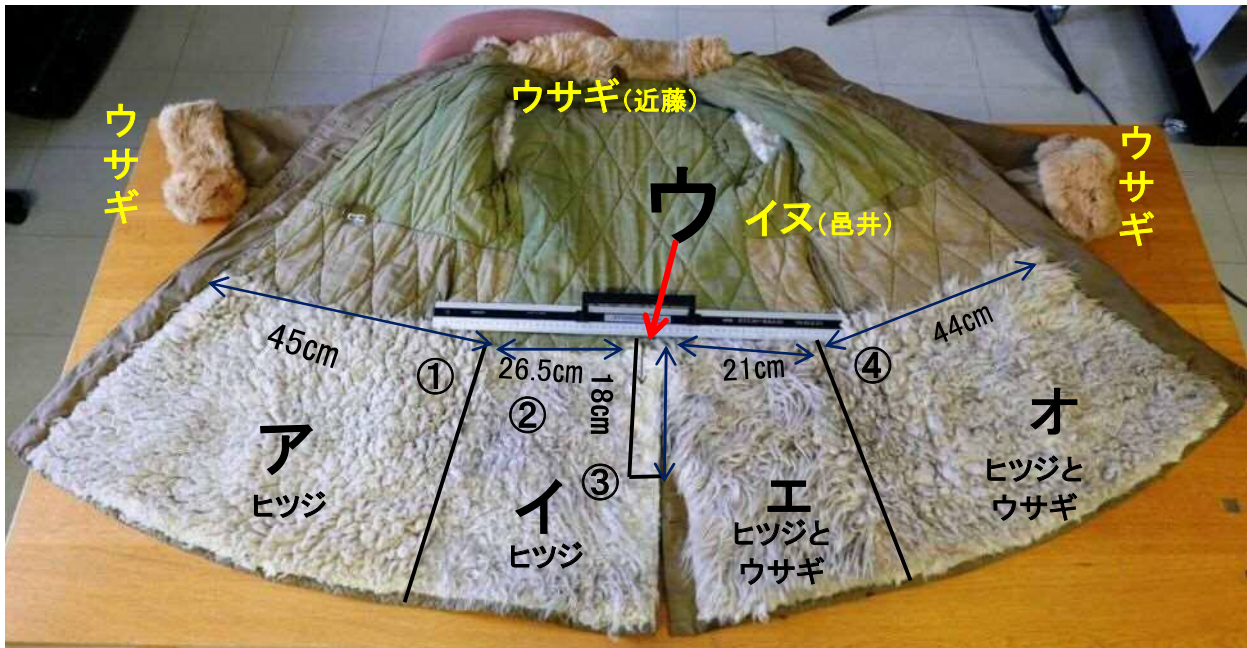
写真5



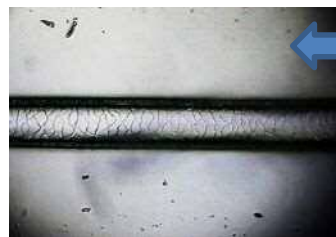
星の降る里百年記念館所蔵

資料番号3005-89 陸軍防寒外套 小号 昭和13年製 本廠検定

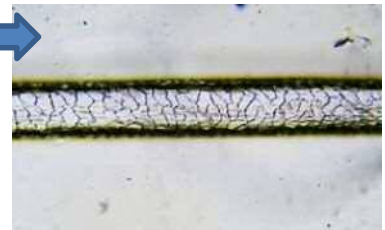
図5—2 分析試料図解



資料番号3005-88 陸軍防寒外套 昭和18年製 大支検定



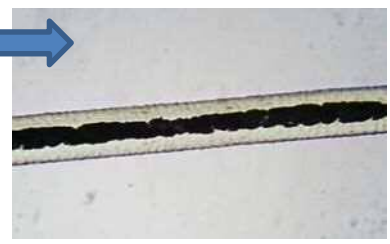
写真① 比較対象用 スンプ方法
による標本コギー犬



写真③ 上記写真「ウ」のキュー
ティクル写真



写真② 比較対象用 透過方法
による標本コギー犬の毛髄質



写真④ 上記写真「ウ」の毛髄
透過写真

邑井コメント: イヌと推定される。小型犬ではなく中型犬で、原種の特徴を残した品種と推定する。
比較対象のスンプ標本は、ウェルシュ・コーギーの獣毛で、この系統に近い可能性がある。

- 1 内張りの毛皮は、ア～オの5枚の毛皮をはぎ合わせている。
- 2 イとオは毛根から毛の一本一本が識別でき、中間から先端にかけ巻毛が目立つ。毛長10cm前後。
- 3 アは、毛根近くは綿花状で、中間部は3～5mm幅の糸状に分かれ、先端部が接合して団子状になっている。毛長5～6cm前後。
- 4 エは、イ・オに比べ、先端部の巻毛が少なく、直毛に近い。毛長10cm前後。
- 5 ウは、他に比べ白さが際立ち、ヒツジ毛に比べややごわごわした触感が残る。毛皮寸法は、上端の幅5.5cm、縦方向の長さ18cm、下端部は右斜め方向へ幅3cm。毛長5～6cm前後。この部分をセンターフック・ベントと呼び、乗馬の時に内側のボタンをはずして乗り易くする。この部分にイヌの毛皮を後からはぎ合わせてある。

* 芦別市星の降る里百年記念館・長谷山隆博 写真撮影・提供

図5—3 分析試料図解



1 防寒靴(3005-10)

1-1 右足用の靴

同定結果:右足用の靴に用いられている毛皮はイヌ(*Canis familiaris*)のもとと推定される。

同定根拠:写真1に示したように、毛髓質には円形に近い気室が観察され、また毛の太さ(W)に対する毛髓質(M)の比率(M/W)が0.45とイヌのそれに近い値(未発表観察)を示したことも同定根拠となった。

1-2 左足用の靴

同定結果:左足はヤギ(*Capra hircus*)

同定根拠:上毛(保護毛)の形態観察(写真2)ではヤギの毛皮と推定される。特に、保護毛のM/Wの値が0.81と筆者

星の降る里百年記念館所蔵 資料番号3005-10

陸軍防寒靴(九六式、滑り止めゴム打付け)

が過去に発表したヤギの値と一致した。また、下毛では毛髓質が観察されなかった(写真3)。多くの哺乳類の下毛には梯子状の毛髓質が存在するが、偶蹄類や水生適応の進んだものでは下毛に毛髓質が認められない。本試料では保護毛のM/Wの値と下毛に毛髓質が観察されないことが同定根拠となった。

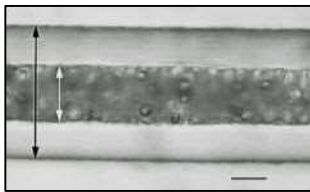


写真1

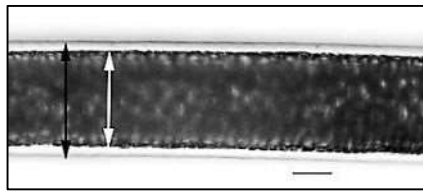


写真2

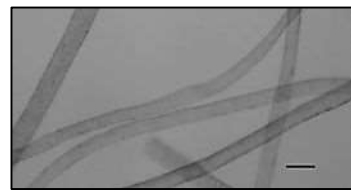


写真3



2 防寒靴(0007)

同定結果 左右の靴ともヒツジ(*Ovis aries*)の毛皮。

同定根拠 保護毛が存在せず、毛に毛髓質も存在しないことが同定根拠となった(写真4)。

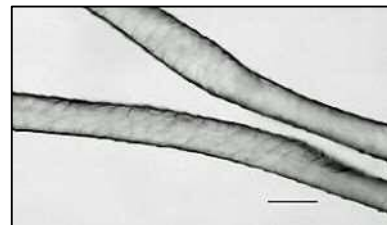


写真4

江別市郷土資料館所蔵 陸軍防寒靴 九六式
昭和17年製 野村(製靴)



3 防寒靴(35019)

ヤギ

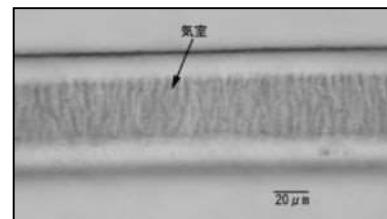


写真5

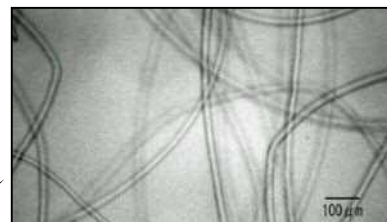


写真6

北海道博物館所蔵資料 35019 陸軍防寒靴

同定結果:ヤギ(*Capra hircus*)の毛皮と推定される。

同定根拠:保護毛(写真5)において毛髓質の気室が複雑な構造を呈し下毛(写真6)に毛髓質が存在しないことが同定根拠となった。

おわりに

1 経緯＝これまでみてきたように、通称「犬、猫の毛皮供出献納運動」が初めて社会に表面化したのは、昭和15年(1940)、北吟吉衆議院議員が第75回予算委員会でドイツに倣い軍用犬以外の益にならない犬猫は殺処分し毛皮と肥料にすればよいと犬猫不要論を唱え、農林省と陸軍省に努力を求めたことによる。北議員の論調に直結するものではないが、→3年後の18年4月、札幌で大政翼賛会札幌支部(会長・三沢市長)の発案により札幌市行政機構の公区制(町内会組織)を通じ、野犬の狂犬病対策を兼ねて駆除と畜犬(飼い犬)の献納運動が実行された。国策会社興農公社が買収し毛皮を製品化し益金(130頭が集荷、処分)を国防献金とする「毛皮報国」である。→翌19年2月に北海道庁が「野畜犬毛皮献納運動要綱」を作成し道内各支庁長、市町村長宛てに『北海道庁公報』の告示により通牒する。軍用兔減少の原因は野犬による襲撃にあるので、その駆逐により兔の保護即ち兔毛の増産を図り、同時に犬毛皮を得るという一挙両得の計画であった。→19年5月の北海地方行政協議会(会長・坂千秋北海道庁長官)の席上、在室蘭海軍主席監督官から犬と共に猫の毛皮も買上することとし、犬は10円、猫は5円の公定価格が決まった。→同年19年11月15日付けで軍需省化学局長・厚生省衛生局長の連名により全国都道府県知事宛て「犬原皮増産並狂犬病予防要綱」が通牒された。ただし軍用犬・警察犬・登録猟犬・天然記念物犬は対象外とした。目的は軍需毛皮の増産と狂犬病予防対策である。→同19年12月15日北海道庁経済第一部長・内政部長・警察部長から各市町村宛てに「軍需野畜犬、猫毛皮供出割当ニ関スル件」が通牒された。軍用犬、軍用候補犬、猟犬、輓曳犬を対象外とした。北海道庁が猫を対象にしたのは、5月の海軍からの要請に基づくものであった。→翌20年5月11日、鳥取県知事名で「犬原皮増産並狂犬病予防要綱」が『鳥取県公報』の告知により県民に通達された。一以上の経緯で実行されたが、事前に隣保班(隣組)組織を通じて犬猫頭数調査が行われ、北海道庁では各市町村に割当数を決めて実行したことが判明した。このように、「犬、猫毛皮供出献納運動」は軍需用の犬毛皮を求める国策であった。

2 運動の推進力はなにか＝要因はいくつか挙げられる。

- ・昭和12年7月空知郡農会チラシ「急告 兎毛皮奉国」にある零下30度の戦地(中国・満州)の将兵に「軍服一着に兎毛皮五十枚が入用なのです。我等の愛子兄弟同胞たる勇士に暖かき軍服を供へませう」という宣伝文句は、厳寒の気候風土で生活・労働する北海道民にとって、防寒着は生死を分ける重要な必需品であるとの共通認識があり理解を深めた。「兎皮は兵器だ!」(北海道新聞 昭和19年2月19日)と、軍用兎を飼って兵隊さんに送りましょうとの記事や学校における兎の飼育奨励は、児童や青年団員にすれば弾丸や大砲と同じ比重を持っていた。
- ・アッツ島の北海守備隊全滅いわゆる「玉砕」では、戦死者2,638人中864人が北海道出身者であった。このことが、極寒地派遣部隊への同情と暖かい防寒着を送ってあげたいとの集団心理が機能した。
- ・大政翼賛会の組織を介し「上意下達」式に命令が末端の隣保班(隣組)へ降りて実行された。市民側としては、町内で非国民になりたくない、飼い犬や猫も同じで国家に奉仕させたいとの心理に突き動かされる。
- ・公区制を開設した三沢市長という指導者の存在も大きい。役所の組織統制機構を整備し、最大限に行政側の意向を伝達し施行するシステムを機能させた。市職員(特に当時市民との直接窓口とされた札幌市公区係)も、上意下達の伝達機関の一部となって働く。いわゆる「思考停止」状態に陥る(ハンナ・アーレントの持論)。
- ・公報の効果について。国民精神総動員運動・国家総動員運動・大政翼賛会運動を推進するために、親近感の持てるイラストと募集標語を使って訴えた『北海道庁公報』が7年半の長期にわたり繰り返した効果も大きいと推測する。標語募集選考委員には北海道新聞社の係員も就任、また大政翼賛会委員にも報道側として同社記者も参加していた。新聞報道は重要な情報源として、また戦意高揚の役割にも機能した。
- ・国の軍需省化学局長・厚生省衛生両局長が国会や閣議決定の過程を経ないで発動したと私が予測する通牒は、戦争末期の「議会を通さぬ広汎な命令権限を掌握して本土決戦に備えた」状況をしめしている。通牒は金属供出令と狂犬病予防要綱を運用して発動したと、推測する。
- ・北海道庁・拓銀・北連三者の出資による国策会社興農公社が実施者として、施設や労力や技術や組織と資金を得て最大限にこの運動を推進した。黒澤西藏社長の指導力と昭和17年の翼賛



歩哨にたつ北海道出身の満蒙開拓青少年義
勇軍の少年(昭和14年以降)
北海道新聞社提供

選挙で衆議院議員に当選し、東条内閣のもと戦時国政に参加した政治力と人脈が果たした役割と効果は大きかったものと推察できる。

3 科学同定(鑑定)との照合

犬、猫毛皮供出献納運動の結果、北海道内では18年の戦時中から4年間で飼い犬が3万頭、猫は4万5000匹が供出されて殺処分となり毛皮にされたが、運動の趣旨どおりに防寒着などの毛皮に直接役立ったかの検証はできなかった。運動の時期が敗戦間近であり、製作に要するためには時間的に困難であるからといえる。

その一方で、今回貴重な同定(鑑定)試料として芦別市星の降る里百年記念館、江別市郷土資料館、北海道博物館のご協力を得て、所蔵保管に影響の無い範囲内でごく少量の毛を防寒外套3着、防寒靴3足につきご提供いただいた。これを獣毛鑑定の研究者である近藤敬治氏、邑井良守氏、浅川満彦氏のご厚意によって生物顕微鏡を用いた動物の種類を同定(鑑定)検査して頂き、その回答の微鏡写真と所見とを掲載できた事は、大きな成果であり意義あることとなった。

同定結果の動物(ヒツジ、ヤギ、ネコ、イヌ)と当時の陸軍被服廠の「製作仕様書」に指示してある(緬羊、山羊)とを照合してみた。その結果、昭和14年の「製作仕様書」に防寒外套の袖腋回りには臨時材料として「猫毛皮」を使用してよい、との記載があった。このことは、意外な事実として認識を新たにできた。

また、「製作仕様書」に使用の指示がなかった「犬毛皮」は防寒外套のセンターフック・ベントの裏側に部分的に使われていることが判明した。この部分は乗馬の際にボタンを開けて乗りやすくするための個所で犬の毛皮が強く滑りが良い特性から使用したのであろう。その他の軍靴にも一足、イヌの毛皮が使用されていた。何百キロもの行軍に耐えるには、比較的摩擦に強い滑りの良い犬毛が緬羊の代替として使用されたと考えられる。また、犬毛皮は仕様書には書かれていないものの、兵器覆・敷物・航空服の材料の軍需資材として広範に使用されていたことが、アジア歴史資料センターの公開資料によって裏付けられた。軍直轄の朝鮮軍と関東軍による犬、猫、山羊、馬、羊などの移入毛皮を使用した外套や軍靴の追跡と検証については、史料調査不足から論及できなかった。これは別の機会としたい。

まとまりのない「おわりに」になってしまった感があるが、戦時中に国家総動員計画を立案・実施した当事者の一人でもある石川準吉氏が、1975年に『国家総動員史』を編纂復刻した際に、当時を振り返り語った言葉を次に掲げておきたい。

—まことに、二十名か三十名の、一握りの武官と文官とが、極秘のカーテンの中で、国運を左右する決定の判断資料を作ったことを思うとき、慄然肌に粟を生ずる、という古語を思い出す。マックス・ウェーバーが、「真の政治的支配は、君主の命令でもなく、国会の議決でもない。無数の公務員の掌中に在る」—。

石川氏は、この言葉がその後も生き続けていることを、1975年に悔恨と警告を込めて指摘している。

2016年の現在、その状況は一層進行しているように思われる。

(元・新札幌市史編集員)

謝辞

本稿を成すにあたっては沢山の方々のご協力とご助言をいただきました。ここに記して深く感謝申し上げます(順不同)。

芦別市星の降る里百年記念館・長谷山隆博氏、近藤敬治氏、邑井良守氏、浅川満彦氏、坪内京香氏、北海道博物館学芸員の皆さま、酪農学園大学野生動物医学センターWAM、江別市郷土資料館、鳥取県立公文書館、鳥取県史編さん室・西村芳将氏、兵士庶民の戦争資料館・武富智子氏、福林徹氏、若松時彦氏、加藤正則氏、井上こみち氏、田中まこと氏、北海道立図書館、北海道立文書館、八王子市郷土資料館、北海道新聞社メディア局、室蘭地方史研究会、市立室蘭図書館、新日本海新聞社、アジア歴史資料センター、
本稿の掲載機会を与えてくださった札幌市公文書館と職員皆さま・編集担当林幹也氏。

資料1 国民精神総動員運動・大政翼賛運動を推進した『北海道庁公報』
第1422号 昭和12年10月13日(開始)—第3355号 昭和19年4月1日(最終)の表紙イラスト(抜粋50点)



【001】第1422号 昭和12年10月13日(開始)

挙国一致
尽忠報国
堅忍持久



【002】第1633号 昭和13年7月1日

国民精神総動員
貯蓄報国
貯蓄は身の為の為



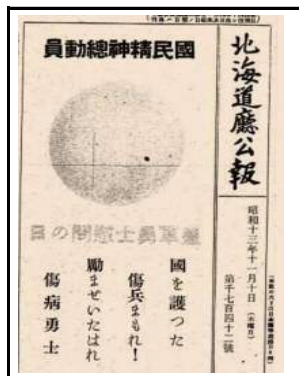
【003】第1714号 昭和13年10月5日

国民精神総動員
銃後援強化週間
互に結ぶ銃後と戦線
斯くて栄ある東亜の建設



【004】第1735号 昭和13年11月1日

国民精神総動員
途は遠し堅忍持久
心せよ長期建設
奮へ励めよ銃後奉公



【005】第1742号 昭和13年11月10日

国民精神総動員
皇軍勇士慰問の日
国を護った傷兵まもれ!
励ませいたはれ傷病勇士



【006】第1772号 昭和13年12月16日

国民精神総動員
こころの動員 物の動員
精神の緊張 物資の尊重



【007】第1810号 昭和14年2月5日

国民精神総動員 日本精神
発揚週間 仁恕の化 敬忠
の俗 惟神の大道 万民輔
翼 八紘を掩ひ東亜咸寧



【008】第1941号 昭和14年7月15日

国民精神総動員 聖戦へ民
一億の体当り 国民生活要
綱 早起励行 報恩感謝
大和協力 勤労奉公 時間
厳守 節約貯蓄 心身鍛錬



【009】第2012号 昭和14年10月6日

国民精神総動員
銃後援強化週間
国を護った傷兵まもれ
感謝で護れ勇士の遺族
護れ興亜の兵の家



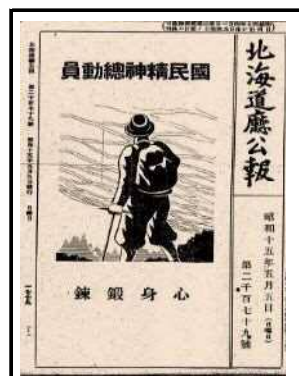
【010】第2163号 昭和15年4月14日

国民精神総動員
節約貯蓄



【011】第2173号 昭和15年4月27日

国民精神総動員
報恩感謝



【012】第2179号 昭和15年5月5日

国民精神総動員
心身鍛錬



【013】第2182号
昭和15年5月9日
国民精神総動員
勤勞奉公



【014】第2354号
昭和15年12月1日
国民精神総動員
国民生活要綱 早起勵行
報恩感謝 大和協力
勤勞奉公 時間厳守
節約貯蓄 心身鍛鍊



【015】第2356号
昭和15年12月4日
国民精神総動員
報恩感謝



【016】第2357号
昭和15年12月5日
国民精神総動員
大和協力



【017】第2358号
昭和15年12月6日
国民精神総動員
時間厳守



【018】第2359号
昭和15年12月7日
国民精神総動員
節約貯蓄



【019】第2360号
昭和15年12月8日
国民精神総動員
心身鍛鍊



【020】第2361号
昭和15年12月10日
国民精神総動員
早起勵行



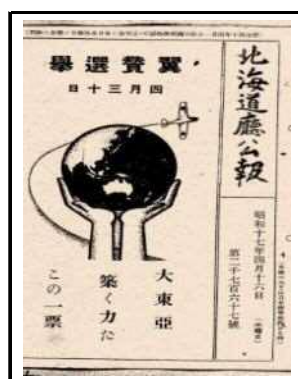
【021】第2383号
昭和16年1月10日
国民精神総動員
時間厳守



【022】第2440号
昭和16年3月19日
大政翼賛
臣道実践



【023】第2484号
昭和16年5月13日
機密厳守は我等の務
赤心防諜祖国のまもり



【024】第2767号
昭和17年4月16日
翼賛選挙 四月三十日
大東亜築く力だこの一票



【025】第2768号
昭和17年4月17日

翼賛選挙 四月三十日
選べ適材貫け聖戦



【026】第2819号
昭和17年6月19日

二百三十億貯蓄強調週間
進む戦果に記念の貯蓄



【027】第2852号
昭和17年7月28日

健民運動心身鍛錬 こぞつて
早起きそろつて体操



【028】第2864号
昭和17年8月11日

健民運動心身鍛錬 一億が
共に鍛えよ このからだ



【029】第2899号
昭和17年9月20日

第三回航空日
空だ翼だ若人だ



【030】第2961号
昭和17年12月8日

大東亜戦争一周年
さあ二年目も勝ち抜くぞ



【031】第2982号
昭和18年1月3日

大東亜戦争完遂
すべてを戦争へ



【032】第3036号
昭和18年3月10日

大東亜戦争完遂
撃ちてし止まむ



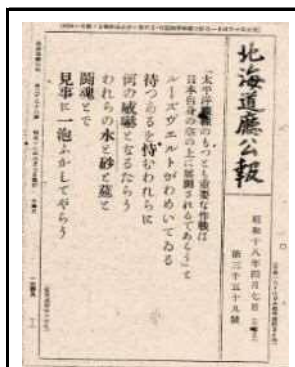
【033】第3045号
昭和18年3月20日

国民徴用援護強化運動
徴用戦士
護ってつかぬく生産戦



【034】第3048号
昭和18年3月24日

国民徴用援護強化運動
隣組
今日も援護に総だすき



【035】第3059号
昭和18年4月7日

『太平洋戦線のもっとも重要な作戦は日本自身の空の上に展開されるであらう』とルーズヴェルトがわめいている
待つあるを待むわれらに何の威嚇となるだらう われらの水と砂と葦と闘魂とで見事に一泡ふかしてやらう



【036】第3077号
昭和18年4月29日

健民運動 戦力の増強は人口の増殖にあり 人口の増殖は健民施策の強化に在り



【037】第3080号
昭和18年5月7日
家畜毛献毛運動
健馬献毛 二つの誇



【038】第3083号
昭和18年5月7日
家畜毛献毛運動
脱毛を捧げて折れ兵の幸



【039】第3104号
昭和18年6月1日
軍需羊毛
全量供出促進運動
羊毛で祖国を護る兵護れ



【040】第3130号
昭和18年7月1日
戦時国民防諜強化運動
間 機密を護れ 謀略にか
かるな 宣伝に乗るな



【041】第3156号
昭和18年8月1日
勝つのだ!兵器弾薬の製造
に白金をお国へ
白金と金の大動員



【042】第3161号
昭和18年8月7日
第5回経済防犯強化週間
消える闇から明け行く東亜



【043】第3166号
昭和18年8月13日
飛行機献納 決戦だ
北だ 南だ 飛行機だ



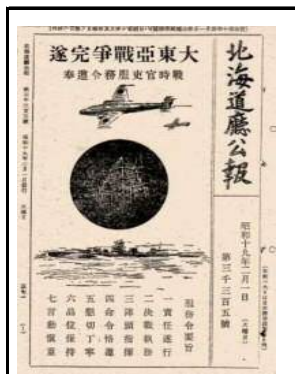
【044】第3243号
昭和18年11月14日
軍用兎供出促進運動
航空戦に勝ち抜く為の軍用兎
誓って出さう さあ今だ



【045】第3282号
昭和19年1月1日
大東亜戦争第二周年
決戦生産! 決戦生活!
決戦貯蓄!
挙って驀進だ!



【046】第3283号
昭和19年1月5日
大東亜戦争第二周年
今だ! 前線につけ
決戦生産! 決戦生活!
決戦貯蓄!
挙って驀進だ!



【047】第3305号
昭和19年2月1日
大東亜戦争完遂
戦時官吏服務令遵奉
服務令要旨 一責任遂行
二決戦執務 三陣頭指揮
四命令格遵 五懇切丁寧
六品位保持 七言動慎重



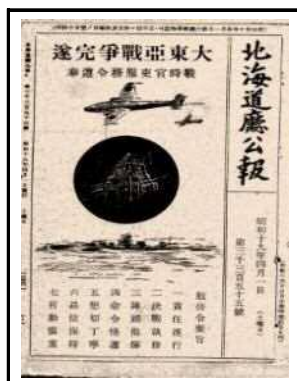
【048】第3306号
昭和19年2月2日
野畜犬供出促進運動
野畜犬 進んで奉公
さあ! 今だ!



【049】第3317号

昭和19年2月16日

決戦生産・決戦増産
設置だ！ 保育所
乳幼児は保育所へ
一家揃って増産へ



【050】第3355号

昭和19年4月1日(最終)

大東亜戦争完遂
戦時官吏服務令遵奉
服務令要旨 一責任遂行
二決戦執務 三陣頭指揮
四命令恪遵 五懇切丁寧
六品位保持 七言動慎重

【048】再掲 第3306号 昭和19年2月2日



■解説

(1) 上記の表紙イラストは、北海道立図書館所蔵『北海道庁公報』(マイクロフィルム)より作成。

(2) 国民精神総動員運動は、昭和12年(1937)9月、第一次近衛文麿内閣が実施した戦争協力のための国民教化運動である。「挙国一致 尽忠報国 堅忍持久」の三つを目標として開始した。

イラストと標語を使った『北海道庁公報』による道民への国民精神総動員運動の公報推進も、昭和12年10月13日の第1422号から開始し、昭和15年(1940)10月12日の大政翼賛会発足と翼賛運動の公報へと引き継がれ、昭和19年4月1日第3355号まで続き、終了した(大政翼賛会と翼賛運動自体は、昭和20年6月13日の国民義勇隊の編成をもって解散するまで続行する)。

『北海道庁公報』は、この7年半の間に1934号(冊)分が表紙イラスト入りで発行された。それを閲覧・プリントし、イラストの重複を除いて印刷の良好な号を対象とし、紙幅の関係で特徴的な標語が掲載された50点(号)を選び一覧に掲載してみた。したがって、この一覧の50点以外にも興味深いイラストや道民作成の標語の表紙号が存在している。

(3) なぜ19年3月末で終了したのか、どのような方針変更があったのか、その理由については調査不足のため不明である。また、7年半もの長期間にわたり、公募イラストを表紙に掲載し続けた他府県の『県公報』の事例があったのかも調査不足で断定できないが、おそらく北海道庁が唯一ではないかと推測する。

(4) 本稿に特に関係する該当号は次の5点。

【037】 第3080号 昭和18年5月4日

家畜毛献毛運動 健馬献毛 二つの誇

【038】 第3083号 昭和18年5月7日

家畜毛献毛運動 脱毛を捧げて祈れ兵の幸

【039】 第3104号 昭和18年6月1日

軍需羊毛 全量供出促進運動 羊毛で祖国を護る兵護れ

【044】 第3243号 昭和18年11月14日

軍用兎供出促進運動 航空戦に軍用兎を

航空戦に勝ち抜く為の軍用兎 誓って出さう さあ今だ

【048】 第3306号 昭和19年2月2日

野畜犬供出促進運動 野畜犬進んで奉公 さあ！今だ！

資料2 「軍需野畜犬、猫毛皮供出割当ニ関スル件」昭和19年12月15日『北海道庁公報』

〔解説〕 昭和19年12月15日、北海道庁経済部長・内政部長・警察部長から、各支庁長・各市町村長・各警察署長宛てに通牒された「軍需野畜犬、猫毛皮供出割当ニ関スル件」。これにより、全市町村に対して野犬、畜犬(飼い犬)に加えて、飼い猫の供出とその割り当て頭数が決定し、供出が実施された。供出は強制力を伴う。飼い犬と飼い猫の頭数は町内会を通じて調査された。

北海道庁公報 昭和十九年十二月十五日発行(金曜日) 第三千五百六十八号
申北農第三六二号 軍需野畜犬猫毛皮供出割当ニ関スル件

各支庁長 経済第一部長
各市町村長 内政部長
各警察署長 警察部長

軍需野畜犬、猫毛皮供出割当ニ関スル件

決戦下軍需防寒被服資材タル毛皮類ノ確保ハ絶対且緊急ヲ要スル事項ナルニ拘ラズ之ガ供給現況ニ鑑ミ軍ニ於テハ本年ヨリ野畜犬、猫等ノ毛皮ヲモ最高度ニ活用致スコト相成供出方要請有之候ニ就テハ曩ニ調査セル野畜犬、猫頭数ニ基キ軍供出責任頭数別記ノ通割当致候條關係機關連絡協調ノ上、野犬浮浪犬等ヲ徹底的掃蕩捕殺スルハ勿論畜犬、猫ニ関シテモ積極的ニ供出方勸奨指導ノ上供出責任ノ完遂ヲ期セラレ度 尚右実施ニ当リテハ左記ニ留意相成度

記

- 一 野犬、浮浪犬ノ捕殺並ニ畜犬、猫ノ供出殺処分剥皮等ニ関シテハ所轄警察署ト充分協議ノ上萬遺憾ナキヲ期スルコト
- 二 畜犬(軍用犬、軍用候補犬、獵犬、輓曳犬ヲ除ク)猫ノ供出ニ関シテハ曩ノ調査ニ基キ毎戸割当ノ如キ方法ヲ採ルコト
- 三 供出期間ハ昭和二十年四月末日迄トスルコト
- 四 市町村ハ剥皮セル毛皮ヲ各番号ヲ記セル木札ヲ附シ相当枚数ヲ一括梱包ノ上荷札三枚以上ヲ附シ 札幌郡札幌村字苗穂興農公社皮革工場宛発送スルト同時ニ種類別枚数ヲ同工場宛報告スルコト
- 五 毛皮代金ハ軍検査格付ニ基キ公社ヨリ送金スルモノトス
- 六 市町村ハ毎月ノ出荷数量ヲ翌月十日迄ニ当庁宛報告(町村ニ於テハ支庁経由)スルコト

軍需野畜犬、猫毛皮供出割当ニ関スル件

支庁	町村名	野畜犬 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当	飼猫 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当
上川 支庁管内	東鷹栖村	267	215	884	445
	鷹栖村	189	152	695	350
	江丹別村	20	16	230	115
	東旭川村	211	168	1,404	705
	神楽村	221	177	287	145
	東神楽村	61	48	463	235
	神居村	126	110	289	145
	永山村	168	134	640	320
	当麻村	130	104	860	430
	比布村	96	77	601	305
	愛別村	70	56	633	320
	上川村	104	83	404	205
	東川村	80	64	949	475
	美瑛町	65	52	892	450
	上富良野村	81	65	577	290
	中富良野村	116	93	707	355
	富良野町	191	153	844	425
	山部村	26	21	288	145
	東山村	34	27	380	140
	南富良野村	151	121	340	170
	占冠村	18	15	155	80
	和寒村	135	110	791	400
	剣淵村	114	91	618	310
	温根別村	99	79	225	115
	士別町	81	65	567	285
宗谷 支庁管内	上士別村	89	71	448	225
	風連村	84	67	543	275
	多寄村	19	15	126	65
	名寄町	204	163	1,037	520
	下川村	119	95	506	255
	知恵文村	38	30	284	145
	美深町	48	38	406	205
	常盤村	30	24	148	75
	中川村	27	30	160	80
	計	3,512	2,829	18,281	9,205
	稚内町	274	219	832	420
	宗谷村	57	46	252	130
	猿払村	15	12	150	75
	頓別村	93	74	449	225
	中頓別村	30	16	300	150
	枝幸村	10	8	70	35
	歌登村	15	12	20	10
	香深村	35	28	205	105
宗谷 支庁管内	船泊村	50	40	130	65
	鶯泊村	75	60	310	155
	杓形村	98	78	261	135
	仙法志村	44	35	208	105
	鬼脇村	13	10	257	130
	計	809	638	3,444	1,740

支庁	町村名	野畜犬 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当	飼猫 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当
空知支庁管内	北村	100	80	577	290
	栗沢村	309	247	550	275
	幌向村	75	60	439	220
	三笠町	322	258	968	485
	美唄町	737	590	2,938	1,470
	砂川町	188	150	820	410
	滝川町	162	130	663	335
	江部乙村	80	64	542	275
	音江村	33	26	735	370
	歌志内町	125	100	585	295
	芦別町	49	40	403	205
	赤平町	242	195	515	260
	由仁村	239	192	870	435
	長沼村	197	158	1,497	750
	角田村	183	146	976	490
	月形村	67	55	418	210
	浦臼村	76	61	774	387
	新十津川村	59	47	1,236	620
	深川町	84	67	721	365
	妹背牛村	19	15	557	280
	秩父別村	73	58	297	150
	一巳村	-	-	550	275
	納内村	58	46	425	215
	多度志村	39	31	567	285
	雨竜村	82	66	478	240
	北竜村	24	19	254	130
	沼田村	78	62	651	330
	幌加内村	70	56	830	415
	奈井江村	81	66	353	180
	計	3,861	3,085	21,189	10,647
石狩支庁管内	札幌村	151	121	387	195
	篠路村	151	121	460	230
	琴似町	425	340	2,000	1,000
	手稲村	98	78	497	250
	豊平町	49	40	297	150
	白石村	319	255	685	345
	広島村	154	123	400	200
	江別町	209	167	912	460
	石狩町	154	123	637	320
	当別村	207	166	1,308	654
	新篠津村	46	37	285	145
	厚田村	112	90	781	395
	浜益村	20	16	423	215
	恵庭村	195	156	789	395
	千歳町	118	94	351	180
	計	2,408	1,927	10,212	5,134
網走支庁管内	網走町	436	350	828	115
	女満別村	147	118	468	235
	美幌町	330	264	80	40
	津別村	280	224	485	245
	斜里町	167	134	520	260
	小清水村	86	70	440	220
	端野村	104	83	306	155
	訓子府村	116	93	800	400
	置戸村	62	50	475	240
	相内村	115	92	315	160
	留辺蘂町	116	93	410	250
	佐呂間村	380	304	370	185
	常呂村	184	147	192	100
	生田原村	23	18	331	170
	遠軽町	263	210	520	260
	上湧別村	54	43	331	170
	下湧別村	81	65	661	335
	紋別町	82	66	168	85
	上渚滑村	17	14	154	80

支庁	町村名	野畜犬 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当	飼猫 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当
	滝ノ上村	116	93	634	320
	興部村	13	10	128	65
	西興部村	22	18	141	75
	雄武村	102	82	189	95
	上斜里村	12	10	34	20
	渚滑村	24	19	70	35
	計	3,332	2,670	9,050	4,315
十勝支庁管内	大正村	204	163	564	285
	川西村	77	62	395	200
	芽室町	185	150	969	485
	御影村	71	57	349	175
	清水町	100	80	518	260
	新得町	107	86	612	310
	鹿追村	68	54	829	415
	士幌村	122	98	350	175
	上士幌村	126	100	511	260
	音更村	279	223	1,334	670
	幕別村	203	162	848	425
	池田町	189	151	389	195
	本別町	241	193	536	270
	西足寄村	118	94	374	190
	豊頃村	151	121	313	160
	浦幌村	313	250	650	325
	大津村	35	28	137	70
	広尾村	185	148	292	150
	大樹村	207	166	373	190
	計	2,983	2,386	10,338	5,210
釧路国支庁管内	釧路村	31	25	83	45
	鳥取町	45	36	95	50
	昆布森村	6	5	12	6
	厚岸町	100	80	43	25
	浜中村	91	73	215	110
	太田村	9	7	62	35
	標茶村	65	52	110	55
	弟子屈村	214	171	353	180
	阿寒村	106	85	125	65
	鶴居村	-	-	331	170
	白糠村	290	232	420	210
	音別村	48	38	230	115
	足寄村	118	94	292	150
	陸別村	75	60	235	120
	計	1,123	908	2,606	1,336
檜山支庁管内	江差町	50	40	271	135
	上ノ国村	223	178	700	350
	泊村	72	58	483	241
	厚沢部村	104	83	623	311
	乙部村	101	81	708	354
	熊石村	60	48	200	100
	貝取潤村	8	6	92	46
	久遠村	34	26	357	178
	奥尻村	42	34	865	432
	太櫓村	119	95	150	75
	瀬棚町	64	51	433	216
留萌支庁管内	東瀬棚村	125	100	434	217
	利別村	273	218	1,170	585
	計	1,052	840	5,786	2,890
	増毛町	20	16	671	340
	留萌町	35	28	1,030	515
	小平蘂村	99	79	354	180
	鬼鹿村	37	30	197	100
	苫前村	195	156	380	190
	羽幌町	105	84	480	240
	初山別村	43	34	133	665
	天売村	26	21	152	80
	焼尻村	21	17	245	125

支 庁	町村名	野畜犬 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当	飼猫 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当
	遠別村	56	45	368	185
	天塩町	21	17	412	210
	幌延村	106	85	270	135
	豊富村	66	53	87	43
	計	830	665	4,779	3,008
後 志 支 庁 管 内	塩谷村	69	55	537	270
	余市町	44	35	847	425
	大江村	114	91	613	310
	赤井川村	50	40	140	70
	古平町	104	83	226	115
	美国町	41	33	134	65
	入舸村	40	32	40	20
	余別村	18	15	107	60
	神恵内村	18	15	338	170
	泊村	74	60	289	145
	島野村	55	44	122	65
	岩内町	235	188	877	440
	前田村	31	25	406	205
	発足村	59	47	360	180
	小沢村	71	54	385	195
	倶知安町	206	165	732	370
	京極村	53	42	603	305
	喜茂別村	22	18	522	265
	留寿都村	65	52	320	160
	真狩村	12	10	306	155
	狩太村	13	11	715	360
	南尻別村	85	68	991	500
	磯谷村	26	21	484	245
	歌棄村	6	4	102	55
	熱郭村	30	24	137	70
	黒松内村	18	14	182	95
	樽岸村	10	8	157	80
	寿都町	48	38	279	140
	東島牧村	8	6	236	120
	西島牧村	13	10	269	135
	計	1,638	1,308	11,456	5,790
胆 振 支 庁 管 内	伊達町	298	240	937	470
	壮瞥村	242	195	415	210
	徳舜督村	23	20	279	140
	洞爺村	45	35	265	135
	虻田町	115	95	377	190
	豊浦村	71	57	421	210
	幌別村	121	97	636	320
	白老村	170	136	395	200
	苫小牧町	270	216	987	495
	安平村	210	168	688	345
	厚真村	230	184	1,040	520
	鹉川村	83	66	310	155
	穂別村	214	171	391	195
	計	2,092	1,680	7,141	3,585
根 室 支 庁 管 内	根室町	235	188	374	187
	別海村	345	276	667	334
	和田村	27	22	113	57
	標津村	106	85	207	104
	計	713	571	1,361	682

支 庁	町村名	野畜犬 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当	飼猫 現在 頭数	同上ニ対 スル供出 割当
日 高 支 庁 管 内	日高村	74	60	188	95
	平取村	227	182	459	230
	門別村	204	163	747	375
	新冠村	40	32	348	175
	静内町	202	162	517	280
	三石村	164	131	378	190
	萩伏村	185	148	250	125
	浦河町	167	134	823	415
	様似村	75	60	362	185
	幌泉村	19	15	70	35
	計	1,357	1,087	4,142	2,085
渡 島 支 庁 管 内	大島村	231	185	706	355
	小島村	59	47	313	160
	松前町	150	120	450	225
	大澤村	33	26	108	55
	吉岡村	19	15	93	50
	福島町	31	25	236	120
	知内村	158	126	278	140
	木古内町	86	53	431	220
	茂別村	56	45	180	90
	上磯町	126	100	455	230
	大野村	27	22	276	140
	七飯村	260	208	913	460
	亀田村	176	140	804	405
	銭亀沢村	78	62	542	275
	戸井村	3	3	420	210
	尻岸内村	150	120	689	345
	楸法華村	47	38	102	55
	尾札部村	28	22	353	180
	臼尻村	39	31	199	100
	鹿部村	95	76	284	145
	砂原村	99	88	373	190
	森町	191	153	660	330
	落部村	114	92	325	165
	八雲町	237	190	753	380
	長万部町	109	87	456	230
	計	2,582	2,066	10,400	5,255
市 部	函館市	1,984	1,587	6,888	3,444
	小樽市	1,434	1,147	3,990	1,995
	札幌市	1,769	1,415	8,913	4,455
	旭川市	592	474	1,706	853
	帯広市	95	76	426	213
	釧路市	389	311	868	434
	北見市	542	434	1,203	602
	室蘭市	750	600	3,019	1,510
	夕張市	440	352	2,772	1,136
	岩見沢市	481	385	2,181	1,091
	計	8,476	6,781	31,966	15,733

全道総計 頭数	37,074	29,664	152,955	76,985
供出割当 比率		80.00%		50.30%

注)『北海道庁公報』第3568号(北海道立文書館蔵)より作成。市部の合計、全道総計頭数、供出割当比率は西田の算出による。